

漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第34号

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則（昭和26年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(もっぱら漁業に従事する船舶の範囲)</u></p> <p><u>第2条 法第2条第1項第1号に規定する「もっぱら漁業に従事する船舶」とは、漁業を営み、又はこれに従事する者であつて、その操業による漁獲物の販売日数（以下「操業日数」という。）が年間30日以上（知事が正当と認める理由により年間30日未満になった場合を含む。以下「操業日数の基準」という。）であるものが、もっぱら漁業のために使用する船舶とする。</u></p> <p>(建造等の許可申請) 第3条 略</p> <p><u>2 法第4条第1項又は第2項の規定による許可の申請について、漁船の使用</u> <u>者が漁業協同組合の組合員以外の者（以下「員外者」という。）のみで</u> <u>ある場合は、当該許可を受けようとする者は、前項に規定する申請書のほ</u> <u>か、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、現に法第</u> <u>10条第1項に規定する登録（以下「登録」という。）を受けている漁船の</u> <u>代船として当該許可を受けようとする場合又は当該使用者が漁業協同組合</u> <u>の組合員（以下「組合員」という。）としての経歴若しくは漁業の許可を</u> <u>有する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 申請理由書 (2) 事業計画書 (3) 誓約書</p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(建造等の許可申請) 第2条 法第4条第3項の申請書に記載する同項第3号の漁業種類は、当該許可に係る漁船が従事しようとする漁業についてすべて記入するものとする。</p>

第4条～第6条 略

(登録の申請等)

第7条 第3条第1項の規定は、法第10条第2項の申請書に記載する同項第12号の漁業種類について準用する。

2・3 略

4 漁船の使用者が員外者のみである漁船の登録を受けようとする者は、前3項に規定する書類のほか、第3条第2項に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、現に登録を受けている漁船の代船として当該登録の申請をする場合（申請の内容が現に登録を受けている漁船の使用者又は漁業種類と異なる場合を除く。）又は当該使用者が組合員としての経歴若しくは漁業の許可を有する場合は、この限りでない。

第8条 略

(変更登録の申請)

第9条 略

2 前項の規定による変更登録の申請のうち、漁船の使用者の変更を伴うものであって、変更後の漁船の使用者が員外者のみである場合については、第7条4項本文の規定を準用する。この場合において、同項中「前3項に規定する書類」とあるのは、「様式第3号による申請書」と読み替えるものとする。

(事業実績の報告)

第10条 漁船の使用者が員外者のみで登録を受けている漁船の使用者は、毎年1月末日までに、前年の1月から12月までの期間についての事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、当該使用者が組合員としての経歴又は漁業の許可を有する場合は、この限りでない。

2 第7条第4項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請を行った漁船の使用者は、当該漁船が登録を受けた日の属する月の翌月から当該年の12月までの期間についての事業実績報告書を当該年の翌年の1月末日までに、知事に提出しなければならない。ただし、当該使用

第3条～第5条 略

(登録の申請等)

第6条 第2条の規定は、法第10条第2項の申請書に記載する同項第12号の漁業種類について準用する。

2・3 略

第7条 略

(変更登録の申請)

第8条 法第17条第1項の規定による申請は、様式第3号による申請書により行うものとする。

者が組合員としての経歴又は漁業の許可を有する場合は、この限りでない。

3 前2項の事業実績報告書には、操業日数を証する書類を添付しなければならない。

(登録の失効)

第11条 前条第1項若しくは第2項の規定による事業実績報告書の提出がない場合又は前年の事業実績(同項の規定による事業実績を除く。)が操業日数の基準を満たしていない場合は、漁船の登録は、法第18条第1項第1号の規定によりその効力を失う。ただし、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請書等の提出)

第12条 法第4条第1項若しくは第2項の規定による許可の申請、法第4条第6項の規定による変更許可の申請、法第10条第1項の規定による登録の申請、法第12条第3項の規定による登録票の再交付の申請又は法第17条第1項の規定による変更登録をしようとする者(以下「申請者」という。)が組合員である場合は、当該申請者は、申請書その他の書類(以下「申請書等」という。)をその所属する漁業協同組合を経由して知事に提出するものとする。

2 申請者が員外者である場合は、当該申請者は、申請書等を直接知事に提出するものとする。ただし、当該申請に係る漁船の使用者に組合員が含まれている場合で知事が適当と認めるときは、前項の規定を適用するものとする。

(補則)

第13条 法、省令及びこの規則に定めるもののほか、漁船の登録等に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号(第5条関係)

略

様式第2号(第8条関係)

略

様式第3号(第9条関係)

様式第1号(第4条関係)

略

様式第2号(第7条関係)

略

様式第3号(第8条関係)

略

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にその使用者が員外者のみで登録を受けている漁船の使用者が平成21年1月末日までに提出する事業実績報告書について、改正後の第10条の規定の適用については、同条第1項中「前年の1月から」とあり、及び同条第2項中「当該漁船が登録を受けた日の属する月の翌月から当該年の」とあるのは、「平成20年5月から」とする。

3 前項の規定の適用を受ける者に係る改正後の第11条の規定の適用については、同条中「場合又は前年の事業実績（同項の規定による事業実績を除く。）が操業日数の基準を満たしていない場合は」とあるのは、「場合は」とする。